

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答		
石川県加賀市	1	次世代型まちづくりのための都市計画制度等の改革 (P.4の「アジャイル型まちづくり」に適應)	加賀温泉駅前における都市OS (デジタルツイン基盤) の持続的運営に向けた財源確保と、これによるアジャイル都市開発の実現	都市OS (データ連携基盤) の財源 (地方税関係) を確保し、データを利用した次世代型まちづくりの推進	都市計画税は、使途を限定された目的税となっており、今後のスマートシティに対応した都市計画で重要となる都市OSに充当できない。	地方税法第702条、都市計画法第4条第15項 等	都市OSの整備を都市計画事業として位置づける、又は地方税法の改正などにより、都市OSに対する都市計画税の充当を可能とする。	総務省	都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課される目的税である。充当範囲の拡大については、目的税としての都市計画税の性格を踏まえれば困難である。					
石川県加賀市	2	次世代型まちづくりのための都市計画制度等の改革 (P.4の「アジャイル型まちづくり」に適應)	加賀温泉駅前における都市OS (デジタルツイン基盤) の持続的運営に向けた財源確保と、これによるアジャイル都市開発の実現	都市OS (データ連携基盤) の財源 (交付金関係) を確保し、データを利用した次世代型まちづくりの推進	現行のまちづくりの補助制度はハード中心となっており、今後の都市計画で重要となる都市OSへの支援は不十分であり、スマートシティに対応した都市計画制度に対応していない。	都市再生特別措置法第46条、47条、社会資本整備総合交付金綱等	都市再生特別措置法等の改正により、都市再生整備計画に都市OSの整備を記載できることとともに、社会資本整備総合交付金等の補助対象に追加する。	国土交通省	都市OS (データ連携基盤) については、社会資本整備総合交付金の以下に該当する事業において支援出来る可能性があります。○社会資本整備総合交付金交付要綱 附属編 Ⅱ 第 1 章 イ-10 都市再生整備計画事業 表10-(1) 第1項～第3項に掲げる事業 (提案事業)					
石川県加賀市	3	柔軟なまちづくりのための財産処分承認の緩和 (P.4の「アジャイル型まちづくり」に適應)	スーパーシティに関するMaaS等の事業の進展に伴った、補助事業により整備を行っている加賀温泉駅前広場の整備内容の柔軟な変更を実現する。	業態を横断したMaaSの実装状況や、各種施設や道路の利用状況及び駅の乗降客に関するデータ、都市OSを利用した都市整備の変更を可能にし、都市の最適な利用を促すことができる。	各補助金等交付規則により、補助事業等により生じた財産に対して、処分制限期間が定められており、交通環境等が変化して、整備方針を変更できず、アジャイル都市開発ができない。	都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について2申請手続の特例 (包括承認) (1) ①	スーパーシティ事業計画が認定された場合に限り、計画で記載された範囲で補助事業等により取得した財産について、補助金の返還など変更を認め、柔軟な財産計上の変更を実現する。	国土交通省	財産処分承認については、必ずしも全ての処分において国庫納付を求めず、財産処分区分によって条件が異なります。ご提案に記載の内容がどの財産処分区分に該当するか不明ですので、予定している内容を以て北陸地方整備局へご相談願います。					
石川県加賀市	4	旅館等が保有するマイクロバスなどの産業用遊休資産車両の活用促進 (P.38の「先端的サービス⑧」に適應)	・温泉旅館や福祉施設等が保有する自家用マイクロバスを貸し出し、活用する。 ・温泉旅館が保有する自家用マイクロバス (定員29名以下) の地域交通課題解決に向けた貸し出し活用を図る。 ・貸し出された車両は、タクシー事業者などの交通事業者により運航管理される等を想定。 ※対象車両は、「中型 (車両総重量8t以下、11～29人乗)」、「大型 (車両総重量8t超、11～29人乗)」のいずれも想定。 ・地域での運送について、交通事業者も含めて車両の活用が図れない状況の解消を図る事業	・市民や観光客にとって、移動不便が縮小される。 ・交通事業者にとって、新たな車両購入をせずに、旅客能力増を実現できる一方で、温泉旅館にとって、遊休資産活用による料金回収が見込める。 ・旅館等で長年に渡り、優良な運転を継続的に、行っていることを客観的に証明できる者を、旅館等の事業に限定せず、タクシーバスの交通事業者の監督下において、一種免許での運転を可能とすることで、地元の雇用促進にもつながる。 (中型一種の旅館ドライバー、普通二種のタクシードライバーの転用活用が困難。)	①自家用自動車有償貸渡 (レンタカー) 事業の許可が無い温泉旅館は、有償での車両貸し出しができない。 ②白ナンバー (自家用) 車での有償で一般旅客自動車運送事業を行うことはできず、緑ナンバー (事業用) 車に登録変更が必要がある。 (有償での貨物自動車運送事業での活用する場合でも同様の問題あり。) ③万が一、正しい車両登録となっていない場合、自賠責保険や任意保険のスムーズな適用に支障をきたし、(車種に合わせた正しい保険料になっていないなど)、被害者救済面で問題が生じる恐れ。 ④有償での旅客運送事業を行う場合、29人乗りのマイクロバスの場合、中型二種免許の保有者に限られる。 (中型一種の旅館ドライバー、普通二種のタクシードライバーの転用活用が困難。)	①道路運送法第80条第1項 ②道路運送法 5 条、6 条等に定められた一般旅客自動車運送事業に関する体制作業等に関する条項への抵触 (貨物自動車運送事業の場合には貨物自動車運送事業法 3 条、4 条等) ③道路運送法第86条	①スーパーシティ計画で認定された区域で、レンタカー事業の許可なく、有償での車両貸し出しを可能とする特例の設定。 ②スーパーシティ計画で認定された区域で、白ナンバーのままでの営業を可能とし、保険適用時にも支障をきたさない措置の設定。 ③一定期間、例えば旅館等での稼働証明に加え、5年間無事故の公的記録による証明が可能な旅館ドライバーであることや、ドライバートリプル活用による運行管理や、特定の講習受講など、一定条件クリアすることで、中型一種や普通二種のドライバーでも運転可能とする特例措置の設定。	警察庁	御要望の事業について、道路運送法に定める自家用有償旅客運送では、一定の要件の下、第一種免許のみを保有する者が、自家用自動車により、有償で旅客を運送することが認められており、このように旅客自動車運送事業に該当しない形態で事業を行う場合は、第二種免許は不要となります。一方、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運送する場合は、旅客等の安全確保のため、第二種免許が必要となります。また、普通二種免許で運転することができる旅客自動車の種類は普通自動車のみとなっていますが、普通自動車とマイクロバス等では運転特性が大きく異なっており、マイクロバスの旅客自動車を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転する場合には、旅客等の安全確保のため、当該自動車の運転に必要な適性、技能及び知識を有していることを運転免許試験により確認する必要があります。大型第二種免許又は中型第二種免許を取得していただく必要があります。	国土交通省	〔①について〕 事業として有償での車両貸渡を行う場合は、一般の自家用自動車よりも多頻度で使用されることから、利用者の安全確保を図るため、適切に安全コストを負担し、車両の管理・整備等を行うことのできる事業者に許可を与えて、事業を運営させることとしている。また、有償貸渡業で使用される自動車については、無許可営業の抑止の観点から、利用者や関係機関による識別を容易にするため、通常の自家用自動車とは異なる区分の自動車登録番号を用いることとしている。また、共同使用契約の締結により、当事者間で共同使用を行うことについては、事業許可は不要だが、使用料の設定方法等について、有償での車両貸渡と実質的に変わりが無い場合はレンタカー事業許可が必要となる。提案内容については明確化を要するが、内容から推察するに、特定の車両について、複数の利用者から貸渡の対価を得て、多頻度で使用される事業であると考えられるところ、不適切な車両管理等により、利用の安全確保に支障をきたす可能性があるため、レンタカー事業の許可を得て事業を実施する必要がある。なお、道路運送法第80条第1項は、自家用自動車の有償貸渡に関する規定であり、当該自家用自動車を、交通事業者の管理下において事業用自動車として使用することはできない点にも留意された。	国土交通省	当初の提案では活用の具体的な方法 (イメージ) が提示できておらず、補足資料のとり再提案させていただきます。主旨としては、市内に遊休の自家用車両が多数存在する一方、交通事業者においては慢性的な運転手の不足と不採算による経営の悪化が生じており、増便したくてもリソース不足によってできない事業が発生しています。このことから一定のルールを設けて安全な運行の担保を前提としながら、市内の公共交通事業者が遊休の自家用車両を貸出して活用できるようにすることを提案するものです。なお、本市では交通空白地は存在せず、過疎地も一部区域に限られているため現行の自家用有償運送の制度は適用できません。	現行制度においても、例えば以下のスキームによりご提案の目的は達成可能と考えられるため、検討されたい。 ①市町村や (旅館組合等の) 非営利団体が運送主体となって自家用有償旅客運送 (交通空白地有償運送) の登録を受けた運送を行う。この際、その運行管理や車両整備管理について、旅客自動車運送事業者の協力を得る事業者協力型自家用有償旅客運送で実施することも可能である。なお、道路運送法等において「交通空白地」は過疎地等に限定されていない。地域公共交通会議等において「バス・タクシー」によることが困難であること及び地域住民の生活のために必要な輸送であること (例えば公共交通事業者が「増便したくてもリソース不足によってできない」状況であり時間的な交通空白が生じている等) について協議が調った場合には交通空白地有償運送の登録を受けることが可能である。 ②旅館等が保有している遊休車両を携込んで上記自家用有償旅客運送において使用する。この際、旅館等が運送主体と車両の共同使用契約を締結し、運送主体に使用料に相当した車両維持費を負担してもらうことによって、旅館等は車両維持費の軽減を図ることが可能である。
石川県加賀市	5	即時性の高いドローンサービスの実現 (P.22の「先端的サービス②」に適應)	ドローン利用の活性化	・インターネット通販の普及や昨今のコロナウイルスによる巣ごもり需要の影響による配達需要が急増しており、新たな物流により、迅速な物資の輸送が可能になる。 ・加賀市では、物流以外にもP21の都市整備分野等に記載のとおり、市内全域を網羅するドローンAI管制プラットフォーム網を構築を行うことから、様々なドローンサービスをより円滑に実施できる。	①航空法により、人口集中地・夜間・進入/転移表面周辺でドローンを飛行させる際には、ルート毎に航空局への許可申請が必要。 ②改正法において、人口集中地区等の上空飛行に関して、運行者の技術証明と機体認証を受けた場合は許可不要とされているが、現状では適合する機体が非常に少なく高価となる。また、許可を得た場合の自視外飛行の要件も限定的なものとなっている。	現行の航空法第132条第2項第2号、第132条の2第1項第6号、並びに改正航空法第132条の85第1項等	①ルート毎でなく本サービスを導入する範囲全域に対して許可を取得可能とする (現行法のみならず、改正法において許可を得る場合も含む)。 ②スーパーシティの区域内において、人口集中地区上空を飛行させる場合に、耕作放棄地や耕作中でない農地を判定し、飛行経路の下に第三者がいない航路を生成する管制システムの導入し、また、風速計等を入力した周辺気象情報を、管制システムで共有することにより、技術証明及び機体認証の制限等を免除し、飛行可能とするよう規制緩和を行う。	国土交通省	【航空法について】 現行において、特定の飛行方法については飛行の経路を特定をしなくても申請することは可能であります。 第三者上空以外を飛行する場合には、現行の許可・承認制度は継続しますので、機体認証や技能証明を取得していない場合でも飛行は可能であります。					

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
石川県加賀市	6	モビリティサービス事業者間における包括的な共同運行制度の導入（P.38の「先端的サービス②」に適應）	旅館バスやドライバーなど遊休資産の活用の際の運行責任やサービス主体をバス・タクシー事業者とすることで安全性を担保しつつ、地域の移動全体を包括的にマネジメントする仕組みを構築する。	共同運行による公共交通サービスとしての質を落とさずに、全体のコストダウン効果が図れることから地域交通の事業性が改善される。	バス事業者及び鉄道等の公共交通事業者については、独占禁止法の適用除外の整備がされているが、バスとタクシーを跨ぐ連携にはカルテル規制の適用除外の整備がされていない。	独占禁止法第3条並びに地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律第9条	スーパースターの事業申請において認定された範囲において、タクシー事業者も含めた共同行為に対する独占禁止法の適用除外	国土交通省	独占禁止法特例法により、乗合バス事業者と他の公共交通事業者（鉄道事業者、軌道事業者、タクシー事業者、定期航路事業者等）との間で共同経営に関する協定の締結を行うことが認められており（第9条）、現行制度下で対応可能。	当初の提案では活用の具体的な方法（イメージ）が提示できておらず、補正資料のとり直しをさせていただきます。市内全域の公共交通とその他の遊休車両の運行状況や空き状況のデータを取りまとめる「マースオートローラ（システム）」を活用して、「マースオートレータ（民間団体）」が立案する、運行計画、ダイヤ、運賃に基づいて、運行事業者が実際に運行する新しい事業モデルを構築しております。通常は運行事業者が共同経営計画を提出するもので、このモデルでも運行事業者が主体となりますが、マースオートレータが調整に関与し、地域全体の調整を行う場合でも共同経営計画で対応可能が不透明であることから提案するものです。	国土交通省	独占禁止法特例法に基づき共同経営計画について、計画区域を地域全体とし、MaaSオートレータに参加する公共交通事業者で共同で作成し認可を受けることにより、現行制度下で対応可能と考えられる。なお、MaaSオートレータに公共交通事業者以外が関与することにより、他の交通事業者に対する競争制限が働く場合や、地域住民の利便性が損なわれる場合も想定されることから、MaaSオートレータの具体的な権限や構成員について検討が深んだ際にはご相談いただきたい。
石川県加賀市	7	「e-加賀市民」及び移住者に対する空き家情報提供および販売促進に係る宅地建物取引業者への報酬緩和施策（P.19の「先端的サービス①」に適應）	現地調査等を要する空き家の売買に関する調査報酬の上限規制の緩和による空き家の流通促進加賀市においても、宅地建物取引業者との連携して、居住等に関するより充実した情報提供と、引越し等に関するワンストップサービスを提供する	観光地としての景観向上及び市外からの多拠点居住者、移住者の呼び込み促進市外においては、加賀市の市内の物件の調査等が困難であり、居住地を選択しにくい課題を解決する	宅建業法において、現地調査等を要する空き家の売買に関する報酬の上限が規定されているが、現地調査等に要する費用が高額で、実際に得られる報酬が少なくなるケース（18万円が限度）が多く、空き家に関する業務を実施するインセンティブが不動産業者に働かにくい。	宅地建物取引業法46条第1項、地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関する行為を受けることができる報酬の額（国土省告示）第7	特に重要とされる地区（山代・山中・片山津の各温泉地区）に立地し、空き家バンクに登録された空き家については、認定区域内に所在し、「e-加賀市民」及び移住者に対して移住等のサービスを提供する宅地建物取引業者の認定業務に関する報酬上限を一定の範囲（最大現状の2倍まで）で緩和する。	国土交通省	空き家バンクに登録するための情報の収集や引越し等のワンストップサービス、単なる情報提供行為それ自体は、基本的には宅地建物取引業法上の媒介にあらず、報酬告示の対象とならないと解される。なお、媒介報酬額そのもの見直しについては、宅地建物取引業者や消費者といった取引関係者のみならず、不動産市場全体にも与える影響が多岐にわたることから、消費者保護の観点も含めた慎重な検討が必要である。	本市では、人口減少・超高齢化が進む中、空き家という大きな問題を抱えている。空き家を取り扱う宅地建物取引業者にとっては、老朽化した空き家は現地調査等に通常より多くの調査費用等がかかるにもかかわらず物件価格が低く、成約しても利益が見込めないことから、空き家の流通が促進されていない。空き家は放置することで地域の空洞化や倒壊の危険性も高まることから流通を高める必要があり、改めて、宅地建物取引業者の認定業務に関する報酬上限を一定の範囲（最大現状の2倍まで）で緩和することを提案する。消費者保護の観点については現時点で十分な購入支援を行っているが、影響がある場合は拡充も視野に入れている。	国土交通省	平成30年に、空き家の流通等を促進する観点から、低廉な空き家等であって、通常より現地調査費用等を要するものについては、従前の報酬額の上限に加えて、当該費用等を考慮した額の報酬を先主から受領できるような措置を行ったところ。媒介報酬額そのもの見直しについては、宅地建物取引業者や消費者といった取引関係者のみならず、不動産市場全体にも与える影響が多岐にわたることから、消費者保護の観点も含めた慎重な検討が必要である。
石川県加賀市	8	市民及び「e-加賀市民」に向けた法人設立の推進（P.19の「先端的サービス①」に適應）	市民及び「e-加賀市民」に対する法人登記サービスのワンストップ化の実現加賀市が、英語地の多言語で、押印等を求める書面の作成を求めなく、利用者から見てオンライン完結での登記申請を行う。	市民及び「e-加賀市民」の法人登記に係る手続きをワンストップ化を実現し、産業振興を図り、もって、関係人口増加を図る。設立後は、加賀市が外国語対応等を行うほか、法人設立後のサービスについては、地元の司法書士、行政書士との連携も図り、最終的に関連士業等の業務増加も図る。	法人設立事務等の行政サービスがオンラインワンストップ化しているとは言えず、多拠点および移住の促進につながらない。	商業登記法第14条	市民または「e-加賀市民」の法人設立に際して、地方公共団体が窓口として、外国語及びオンラインでの申請内容の受領を行い、地方公共団体の委嘱登記の方法により、法人登記に関する他の行政機関又は自治体等に対して手続き（登記手続きなど）を実施可能とする。	法務省	御提案の対象は法人の「設立登記」についてであると承知しております。規制等の根拠法令として挙げられている商業登記法第14条は、登記の申請方法に関して規定したものであるところ、商業登記は当事者の申請又は官庁の囑託によって行われるものである。御提案にある「委嘱登記」において提供されるサービスの内容が、具体的にどのような態様のサービスとなるかが不明ですが、一般的に法人の設立登記を含む各種登記の申請の代理や、その申請書等の作成は、司法書士の専属業務とされています（司法書士法第3条）。なお、令和3年2月からマイナンバーの法人設立ワンストップサービスにおいて、法人設立後の手続きに加えて、設立登記の申請も行うことができるようになりました。（参考：法人設立ワンストップサービス） https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOss/Top/			
石川県加賀市	9	加賀市への転入転出ワンストップサービスの実現（P.19の「先端的サービス①」に適應）	「e-加賀市民」に対する行政サービスのワンストップ化の実現	「e-加賀市民」の多拠点居住、移住、登記に係る手続きのワンストップ化を実現し、移住及び副業促進を図る。	住民基本台帳法及び総務省通達において、転入届については、市町村窓口において対面での確認を行うことが必要とされている。	住民基本台帳法第22条、24条の2、27条2及び総務省通達	加賀市が新設する「e-加賀市民」登録した場合に限り、対面での転入届提出を不要とする。	総務省	転入届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面確認することが不可欠である。ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続きの利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和2年通常国会において必要な住民基本台帳法の改正を行ったほか、その実現に向けて内閣官房を中心に具体的な検討が進められているところである。また、総務省においては、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、令和3年6月より「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」を開催し、届出のあり方についても検討を行っているところである。			
石川県加賀市	10	農地調査のデジタル把握（P.32の「先端的サービス⑥」に適應）	農地パトロール調査および作付け調査をデジタル化することができる。現在、農地に基づき、毎年1回目視で全農地を状況把握している状況を衛星データで把握することができる。	・加賀市農業委員会における、①地図作成業務、②利用状況調査、③データ入力業務について、大幅な費用削減効果を見込める。加賀市内においては、年内に空撮での市内地図のデジタル情報が収集される予定であり、このようなデータの利活用を図ることができる。 ・加賀市個人情報保護条例により解決する部分は加賀市において対応するが、全国的な農地情報の把握、対応を推進することで、他の地域と連携しての農業に関する施策が実施できるようになる。	・農地パトロール業務における目視調査の義務があるため、農業委員会は、農地パトロール調査を毎年1回全筆調査を行わなければならない。 ・農地台帳や水田台帳などにおいて個人情報レベルが低い情報を先端的サービスにオープンAPI化させることが現在困難となっている	・農地法第30条、第51条の2、第52条、農地パトロール（利用状況調査）実施要領Ⅱの3及び4④ ・農地法等における規定の新設	・目視外でのデジタル技術を活用した農地パトロールを可能とする。また、現況が非農地である部分に関して、過去における一定の現況確認を前提に、毎年一回農地の調査を行う義務を緩和する。 ・農地に関する情報を農業委員会が把握して公開するものとして、提供できる範囲を内容毎に精査し、民間事業者におけるサービス利用ができることについて、農地法等においてデータ収集、利用に関する規定を新設する。	農林水産省	【農地パトロール】 利用状況調査は、基本的に農地一筆ごとの状況を確認する必要があることから、農地利用最適化推進委員会等が農地の状況を目視により確認することとしているところですが、森林の根柢を露すなど一見して農地に復元することが難しく困難な場合には、一筆ごとに確認の必要はありません。また、非農地判断を行った場合には、直ちに農地台帳から削除するよう指導を行っているところであり、農地台帳から削除された場合には利用状況調査の対象外となります。 【農地情報】 農業委員会では、農地に関する情報について、農地の権利関係や利用状況、所有者の意向などを調査・把握し、農地台帳に登録しています（農地法第52条の2）。このうち、個人情報に関するものを除き、農地台帳を地図化した全国農地ナビで公表しております（農地法第52条の3）。また、全国農地ナビで公開されている情報は、農業データ連携基盤（WAGRI）を通じて民間団体等へAPIで提供されております。			
石川県加賀市	11	公職選挙における電子投票の実現（P.43の「先端的サービス⑩」に適應）	・市民が投票所に行かず投票できる仕組みの構築 ・電子投票を推進するが投票所での開票も並行して認める想定。 ・2025年の加賀市長及び加賀市議会議員選挙から実施する。	投票所へ行き、投票を行うという市民のコストを削減でき、選挙の投票率の向上を図る。	公職選挙法により、投票所での投票や投票用紙を交付し、候補者の氏名を記入するなど、電子申請ができない記述となっている。	公職選挙法における投票開票に関する規定全般（新設含む）、同法第38条、44条、45条、46条1項～3項等が関連する。	マイナンバーカードによる個人認証を行うなど、本人性を担保したうえで、電子投票を可能にする規制緩和を行う。	総務省	インターネット投票については、投票管理者や立会人が不在となる投票を、国内において特段の要件なしに認めることは是非、セキュリティ対策など選挙の公正確保等の観点から課題があると考えている。また、新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わる要素があることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。			
石川県加賀市	12	山間部も含めた市全域で利用可能な低コストIoT情報通信基盤の実現（P.67,73の「通信基盤の整備」に適應）	特殊な利用技術が必要とせず端末依存性のない様々なIoT機器等を接続可能な共通通信基盤を山間部等の条件の悪い地域も含めて低価格で実現する。	新規サービス、ビジネスモデルの開発。既存サービスの適用地域の増加と低廉化。	端末やシステムの開発上利点の大きいWi-Fi通信の利用可能範囲が、現行の周波数割当てにおいては限られている。	電波法第26条第1項	周波数割当て、使用に関する条件の変更により、IEEE802.11ah方式による旧MCA割当て周波数を利用可能とする。	総務省	・新たな無線システムの導入にあたっては、電波法第26条第1項に定める周波数割当て計画の変更だけでなく、無線設備の技術基準や免許制度の整備が必要となる。 ・現在、デジタルMCAはサービス中であり、サービスの終了時期は未定である。 ・IEEE802.11ahについては、現在、デジタルMCAに隣接する周波数である920MHz帯において、その導入に向けた検討を総務省・情報通信審議会において開始したところである。 ・今後、検討を経て技術的条件が定められたら、デジタルMCAのサービス終了前から、920MHz帯でIEEE802.11ahの使用、すなわち、提案内容の実現が可能と考える。 ・なお、将来のデジタルMCAのサービス終了を念頭に、デジタルMCAの周波数で新たに導入を希望している無線システムが複数あり、現在、総務省において、それらのシステム導入方法・共存方法に関する調査検討についても実施中である。この中にはIEEE802.11ahも含まれており、今後、調査検討の結果を踏まえ情報通信審議会が技術的条件の検討が行われる予定である。	加賀市は11ah推進協議会との実験を通じ920MHz帯のIEEE802.11ahの可能性には大きな期待を寄せているものの、いくつかのアプリケーションにおいては実効速度の不足を懸念している。また、MCAが移行し、その周波数帯が利用可能となるまでには10年以上を要するものと考えており、今回のスーパースター関連事業には間に合わないものと認識している。本提案は、MCA移行後の周波数の割当てが済み利用され始めるまでの期間において、他との混信や送信時間差の点で有利な通信環境を実現し、広域かつ広域帯域通信が可能となる研究開発用通信インフラを構築することで、スーパースター関連事業に活用しようとするものである。	総務省	ご提案の実証実験のための実験試験局は、他の無線局の運用に妨害を与えず、他の無線局からの混信を容認する場合は開設可能と考える。希望される具体的な無線局の情報についてお伺いさせていただき、開設に向けてご相談させていただきます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
石川県加賀市	13	ドローン運送事業の事業者許可制度の導入 (P.22の「先端的サービス②」に適應)	ドローンによる日常生活用品等の配送を、市内企業が担当。	ドローンにおける物流事業は、既存の事業者と異なり、少額の設備投資で可能となることから、市内企業が新規に事業を開始しやすいメリットがある。また、市内企業が物流を担うことで、災害発生時などにおける緊急支援物資輸送などが、即座に可能となる。	現状運送業は、鉄道、自動車、船舶、航空機による旅客、貨物の運送業を営む事業者を指しており、ドローンでの物流業は事業者の定義が無い。 法の適用は航空局への飛行申請の範囲のみであるため、事業者要件を検討する必要があると考えられる。 一方で、運搬を依頼する側の運送事業者への信頼確保、安定的な社会運用に当たっては、ドローンを利用した運送業の体制整備が必要である。	航空法100条、101条等が関連する新設を要すると思われる。	ドローン運送事業の事業者要件として他の運送事業者同様、資金、要員、資格、場所などの事項の、無人航空機に即した一定の体制整備がされている事業者を審査により可能とする。	国土交通省	【航空法について】 ドローンを使った物流事業は、現在実証実験の段階にあり、今後各事業者の創意工夫により、新しいビジネスモデルが形づくられていくものであることから、現時点で事業者を特定の型にはめるようなことはせず、今後の事業の実態を踏まえながら、事業規制のあり方を検討してまいります。			